

2021年1月13日

東海会 会員・準会員 各位

日本公認会計士協会 東海会
会長 久松 但

緊急事態宣言を踏まえた、東海会への問合せ及び書類の提出等についてのお願い

東海会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ、愛知県に緊急事態宣言が発令されている間の対応として、事務局スタッフは全員原則在宅勤務とし事務所を閉鎖させていただくこととなりました。

会員・準会員の皆様や事務局スタッフの感染リスクを最小限にするため、以下の事項についてのご理解とご協力をお願いいたします。なお、返信等にはお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

■各種問合せにつきましては、メールでお願いいたします。

（事務所を閉鎖しておりますので、お電話・FAX をお受けすることができません）

東海会に関連する問合せ

－東海会事務局（代表 E-mail：tokai@sec.jicpa.or.jp）

■東海会への提出書類について

－東海会へ提出する書類につきましては、郵送でお願いいたします。

（日本公認会計士協会東海会）

〒450-0002 愛知県名古屋市名区中村区名駅 4 丁目 4 番 10 号

名古屋クロスコートタワー11 階

■相談窓口（本部）

相談

- 監査業務等に関する相談窓口（臨時 E-mail：rinjisodan@sec.jicpa.or.jp）
- 職業倫理相談窓口（E-mail：rinrihelpline@jicpa.or.jp）
- IFRS 相談窓口（E-mail：ifrssoudan@sec.jicpa.or.jp）
- 法務相談室（E-mail：lawsoudan@sec.jicpa.or.jp）
- 租税相談室（E-mail：zeimubukai2@sec.jicpa.or.jp）

問合せ

- 登録に関する問合せ（E-mail：kaiin@jicpa.or.jp）
- 研修に関する問合せ（E-mail：kenshuu@sec.jicpa.or.jp）
- 会費に関する問合せ（E-mail：keiri@jicpa.or.jp）
- 法定監査情報の提出等に関する問合せ（E-mail：eds@jicpa.or.jp）
- 日本公認会計士協会ヘルプデスク（E-mail：websupport@jicpa.or.jp）
- 会計・監査ジャーナル及び協会発刊書籍に関する問合せ（E-mail：syuppan@jicpa.or.jp）

以上